退職後、どの健康保険に入ればいいのか分からない方へ

退職後の健康保険　フローチャート

START

退職後、すぐに再就職しますか？

はい → **再就職先で健康保険に加入**（手続き不要）

いいえ ↓

退職後、家族の扶養になりますか？

はい → **ご家族の健康保険に被扶養者として加入**
手続き方法は、加入先の健康保険にご確認下さい。

いいえ ↓

シャープ健康保険組合の**加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上**ありますか？

はい ↓

ご退職日の時点で、**老齢厚生年金の受給開始年齢**に到達していますか？

はい ↓

シャープ健康保険組合の
【任意継続被保険者制度】・【特例退職被保険者制度】両方の加入資格があります

ご退職時の標準報酬月額がシャープ健保の平均報酬月額より低い方は、**【任意継続～】**への加入をお勧めします。
また【任意継続～】の期間満了後【特例退職～】へ移行もできます。

いいえ ↓

シャープ健康保険組合の
【任意継続被保険者制度】に加入できます

また、老齢厚生年金の受給開始年齢に到達した時点で、【特例退職被保険者制度】を利用することもできます。

いいえ ↓

シャープ健康保険組合の
【任意継続被保険者制度】に加入できます

老齢厚生年金の受給開始年齢に到達しても、【特例退職被保険者制度】はご利用いただけません。

お住まいの市区町村の【国民健康保険】も、あわせてご確認ください。

【国民健康保険】のほうが、より低額になるケースもあります！

各市区町村が運営する【国民健康保険】は、前年所得や世帯状況によってその年度の保険料が決まります。保険料は居住地の役場で試算できますので忘れずに比較・検討をお願いします。

※退職者向け制度についての詳細な比較は「退職後の健康保険について（ガイドブック）」4～5ページをご覧ください。